

## 土壤汚染対策法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正に係る動向について

### 1. 特定有害物質の見直し

土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質に「トランス-1・2-ジクロロエチレン」を追加し、現行の「シス-1・2-ジクロロエチレン」とあわせた「1・2-ジクロロエチレン」を指定する。

土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令：平成30年9月28日公布  
平成31年4月1日施行  
土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令：未公布（基準未定）

### 2. 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年5月19日公布）関係

(1) 第2段階施行期日を平成31年4月1日と定める。

（施行期日を定める政令：平成30年9月28日公布）

(2) 土壤汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大（法第3条第7項、第8項）

使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場であった土地で土壤汚染状況調査が一時的免除中である土地においては、一定規模以上の土地の形質の変更を行う場合には、あらかじめ届出が必要となるとともに、届出を受けた都道府県知事は、土壤汚染状況調査の実施と結果の報告を命ずるものとする。

（土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令：未公布（規模未定））

(3) 一定規模以上の土地の形質の変更の届出義務の拡大（法第4条関係）

環境省令で定める規模は、これまで一律3000m<sup>2</sup>以上としていたが、有害物質使用特定施設を現在操業中である事業場の土地においては、規模要件を見直す。

（土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令：未公布（規模未定））

(4) 汚染土壤の処理に係る特例（法第27条の5関係）

国又は地方公共団体が汚染土壤の処理を行うことについて、国等と都道府県知事との協議が成立したときは、国等に対して汚染土壤処理業の許可があったものとみなす特例を定める。

特例の規定に関する土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令  
：平成30年9月28日公布、平成31年4月1日施行